

No. 2

市町村名	担当部課名	T E L	直通・内線	F A X
岡崎市	環境部 廃棄物対策課	0564-23-6871	直 通	0564-23-6536
住 所	〒444-8601 岡崎市十王町2-9		担当者氏名	片 岡
U R L	https://www.city.okazaki.lg.jp/index.html		E-mail	haikibutsu@city.okazaki.lg.jp

(1) 〔 補助金額 〕 (単位：円)

人槽区分	自主的に設置	建替又は増築に伴う設置	宅内配管工事 (既設単独浄化槽) (自主的に限る)	宅内配管工事 (くみ取り便槽) (自主的に限る)	撤 去 費
5人槽	684,000	384,000	300,000	300,000	90,000
7人槽	762,000	462,000			
10人槽以上	885,000	585,000			

※自主的：建替え、増築を伴わず既存のみなし浄化槽又は汲み取り便槽から転換することをいう

(2) 〔 令和4年度の補助計画基数 〕 (単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
11	30	4					45

前年度実績基数 (42基)

(3) 〔 補助対象地域 〕

- 次の区域を除く市内全域
 - 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項により定められた予定処理区域
 - 岡崎市農業集落排水事業分担金条例(平成5年岡崎市条例第12号)第3条の規定に基づき市長が公告した排水区域
 - その他市長が特に定めた区域

(4) 〔 特定地域の有無 〕 無

(5) 〔 補助対象条件 〕

- 下の補助対象浄化槽を設置する個人
 - 補助対象浄化槽：次の各号のいずれにも適合するもので市長が認めるもの
 - ア次のいずれかに該当すること（高度処理型浄化槽）
 - 総窒素濃度が20mg/ℓ（日間平均値）以下又は全磷濃度が1mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するもの
 - 総窒素濃度が20mg/ℓ（日間平均値）以下及び全磷濃度が1mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するもの
 - イ浄化槽の消費電力が別表1に定めるとおりであること（環境配慮型浄化槽）

別表1

(単位 W)

人 槽(人)	通常型 (BOD20mg/ℓ以下)	BOD10mg/ℓ以下	りん除去型
5	39	53	83
7	55	75	90
n (10～)	$n \times 7.5$	$n \times 10.2$	$n \times 15.7$

(6) 〔 欠格要件 〕

- 浄化槽法第5条第1項の設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- 補助金の交付決定前に浄化槽の工事に着手した者
- 申請日時時点で、撤去又は雨水貯留槽へ転用するみなし浄化槽又はくみ取り便槽が設置されている建築物の所在地に住民登録がない者。ただし、申請日時時点で設置場所に住民登録が確認できない場合において、その理由がやむを得ないものとして市長が認める場合は除く
- 市税の滞納がある者

(7) 〔 補助金交付申請書に添付する書類 〕

- 岡崎市浄化槽転換設置整備事業計画書
- 設置工事見積書若しくはそれに代わるもの
- 撤去工事見積書又は転用工事見積書若しくはそれに代わるもの
- 宅内配管工事見積書又はそれに代わるもの

- ⑤浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証の写し
- ⑥浄化槽調書の写し（建築確認による場合）
- ⑦設置場所付近の地図
- ⑧浄化槽の設置又は撤去（転用）位置並びに排水経路を示す図
- ⑨設置する補助対象浄化槽の算定基準となる建築物の見取り図
- ⑩指針が適用される補助対象浄化槽にあつては、浄化槽登録証の写し
- ⑪設置する補助対象浄化槽の構造図面
- ⑫指針が適用される補助対象浄化槽にあつては、当該指針に適合したことを証する登録浄化槽管理票C票
- ⑬「浄化槽機能保証制度」の対象となる補助対象浄化槽にあつては、一般社団法人全国浄化槽団体連合会が保証登録したことを証する書面
- ⑭浄化槽を設置する者が浄化槽設備士であることを証明する書面の写し（昭和62年以前の浄化槽設備士の資格者にあつては、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写しも併せて添付）
- ⑮市税の滞納がないことを証する書類（直近1か月以内のもの。写し可）
- ⑯設置する補助対象浄化槽の人槽の算定基準となる建築物を借りている者にあつては、建築物の所有者の承諾書
- ⑰その他市長が必要と認める書類

（８）【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：当該年度の 2月末日まで
- ①収支精算書
- ②設置工事収支精算書
- ③撤去工事収支精算書又は転用工事収支精算書
- ④宅内配管工事収支精算書
- ⑤領収書の写し（原本証明をしたもの）
- ⑥工事チェックリスト
- ⑦工事請負契約書の写し
- ⑧浄化槽法定検査契約書の写し
- ⑨浄化槽法定検査依頼書の副本
- ⑩浄化槽維持管理（保守点検及び清掃）契約書の写し
- ⑪最終清掃実施記録の写し
- ⑫工事完了後の浄化槽の設置又は撤去（転用）位置並びに排水経路図を示す図
- ⑬工事写真
- ⑭承認申請を伴う変更以外で交付申請の内容に変更があつた場合は、岡崎市浄化槽転換設置整備事業補助金交付申請に関する変更届及びその変更に関する書類
- ⑮浄化槽使用廃止届出書の写し
- ⑯浄化槽使用開始報告書の写し
- ⑰その他市長が必要と認める書類

（９）【 その他 】

- ①みなし浄化槽又はくみ取り便槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の上乗せ補助を行っている
- ②既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に上限9万円の補助を行っている
- ③みなし浄化槽又はくみ取り便槽から浄化槽へ転換に伴う宅内配管工事費に上限30万円の上乗せ補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください